

全壊七十戸であつて被害家屋總數の大部分を占めてゐる。人畜に被害は少く二名の死亡を見ただけであるのは不幸中の幸である。

今降石區域中で我々の踏査せる範圍に付てその被害を略述すれば

- 一、銚子口 徑五糎内外の浮石僅に道を掩ふ。
- 二、留の澤 徑十糎内外の浮石と灰の堆積量二十糎内外で、樹木すべて枯死す。留の湯第一發電所はそのベースだけを殘して焼失した。
- 三、小川、徑十糎の浮石が主であつてその堆積量は最大九十糎に達し床下を全く掩ひつくす。小學校は屋根を大破せられてゐる。第二發電

所はその半を埋めつくされてゐる。

- 三、折戸附近。降石降灰の堆積一米半に及び人家は軒下數尺の處まで埋められ、入口と道路との交通は石をかきわけて作つた僅かの道路によつてなされてゐた。

- 四、本別。堆積量一米に餘り、二十一日の降灰量一糎。

- 五、出來淵崎。五十糎内外の堆積を見る。

この近方の海岸は降石のため二十米以上の海岸線の後退を見せてゐた。

- 六、ドドメキ川。僅少の降石の上に二十一日の降灰が〇、四糎内外あつた。

埴科郡下の條里 (二)

高野豐文

○
上述の如く模式的な區劃地を失ひ、中之條西

方に僅か俯を止むる丈であるが、それも東より西への傾斜地であるので一町歩内の區劃も正し

からぬが、それにしても六間、十二間、十八間等六の倍數で分割され、二三尺の高い畦畔をつけつゝも大體の割法に合ふは、古人の墾田の努力に敬意を拂はざるを得ない。一枚の田が多くは南西に短かく東北に長い地形上の關係から一筆の田も大なるは五升蒔から小なるは一升蒔等區々であるも、二升蒔が最も多く存する。

○

此に一升まきと稱する面積の呼方であるが、此の方言は埴科郡では南埴に限られ、更級南部小縣方面に及ぶ。坂城では七十五坪、中之條では八十坪（但し畦畔を含む）小縣では大約百坪だといふ。此の一升は現代の櫛の一升で、豊臣秀吉以後の定櫛であるが、七十五坪内外を一升まきと稱して田積呼唱の單位としてゐることは中埴の十束刈、戸倉邊りの一ハカ、佐久方面の一束と共通で、そこに古代の區割制から來た名稱たるを暗示してゐはしまいかと思はせる。之を單位に年貢米、地子米を收めてゐたもの故、

種子籾の量には變化なきも、土地惡くなるにつれ年貢米も減することから、七十五坪内外と同量の年貢米地は坪數を増して一升蒔と唱へるやうになつたものであらう。何となれば種子籾は昔から減りこそしたが増えたことはあるまいから、百坪を一升蒔と稱すること七十五坪を一升蒔と稱することでは七十五坪を單位と爲す方が古いことであると思はれる。現在では七十五坪にすら一升の種子は要せぬといふ。因に奈良朝時代の種子籾の量については、大倭國正稅帳に上中下田を問はず一町歩につき二十束の割合とある。之を一段の五分の一即ち十束刈七十二坪の種子量に換算すれば四把となり、現今の升で約一升六合となる。これを現在に比せば約二倍の量で農法の進歩を知ることが出来る（序年から收穫量は奈良時代の二倍半乃至三倍に現在を増してゐる）よつて一升蒔なる語は秀吉以後の名稱たるも、その坪數は依然中世以來の割法による單位面積十束刈二段頭に適用されたものと思はれるのである。

○

坂城郷は歴史的には鎌倉時代から戰國時代にかけて村上氏の居地として名高く、有名な葛尾城はその北方の山上にあり、地名にも御所、鎌倉、登城口、下長家、櫻馬場、松の木馬場等見え、且又平安前期の古瓦古鏡壺類の遺物等多い坂本北條なる語はすでに市川文書に二三見られ、又村上基國が保元の亂に敗れて埴科郡日名の庄司を亡して住し、賴朝の時基國は上野にその故地は基國の從兄賴時に與へられ、賴時は坂城御北條に居住したと稱せられてゐる。上田中學校教諭の藤澤直枝先生は此の村上氏居館址は御所澤の南方鎌倉地籍であると推究されてゐるすれば此の鎌倉地籍は坂城北條といはれた部分で梨木、山王地籍と共に前記の常山堤東北に當り、略田區の北條の東邊と見ることが出來、假令田區ならずとも條名が東西に言及されてゐることを物語る。

以上の理由によつて此の地の墾田は鎌倉時代より以前のもので恐らく平安朝前記頃ではある

まいかと思惟され、北條、中之條、南條は此の田區の六町巾を一條と計へた劃法から來た名稱で平安時代から鎌倉時代にかけて存名してゐたものであらう。さるを北條の名は亡びて坂城町となり中之條南條は條里に關係なき村名と變つて今日に至つた。

○

以上埴科といふ甚だ狹範圍に亘つた調査であり、且模式的に條里の制といひ得ない乍ら、その實測と區劃法は條里法に合致したものであり條町反坪等の部落名、地籍名も之に因つて來たことを明かにした。目下引續き更級郡下も調査中であるが、之等を綜合して次の事項が結論として考へられる。

一、六間、十二間等六の倍数で區劃され、磁針の方向に直行するものは大體戰國時代以前の劃法によつたもの。

二、十進法で割られ其方向に無頓着な劃法は戰國時代以後のもので、多くは新田、河原起返し、新開、新地の地名を持つ。

三、和名抄による埴科七郷は田區によつて明かにした。他の三郷は現在の戸倉村から埴生村にかけて二、清野村字岸野邊に一あつたであらう。之には千曲川氾濫の爲か、又は土地狹少の爲か條里遺址なし。

四、條里の劃法により墾田とされし古代の田區は平坦地に限られ、此の地方では千曲川犀川の灌域に存する。

五、近世の墾田區は多く山の傾斜地又は古代の河床地にあり。

六、從つて河道の變遷、村落の推移、發達狀況を知ることゝ出来る。

七、大河、山脈は條里の劃法の大境界線となつた。更級郡と埴科郡は同一平坦地であり乍ら千曲川によつて各別に條里を立てしこと。更級にも條名を持つ地籍多きも埴科と連絡なく、又千曲川岸にそつて横田、角田、田端等の地名多し。又埴科の條名は南埴、中埴、北埴、各別に附せられ、その境界は山脈である。從つて古代の郡境、郷界も之

埴科郡下の條里

等から暗示を受ける。

八、式内社を始め古い神社は移轉されざる限り古代田區の邊々に立つ。

九、田に關する地名、村落名、引いては人の姓にも各々その意味を持つて居たもの。

十、條里は地球表面の經緯度の如くであつて面積の稱呼ではない。

十一、更埴地方一帯條名を有する地籍は多々あるも、里名の存在至つて少し。是は恐らく郷里の里（後世村と改稱）と混同し、現在は部落名に隱されたるか、又は場所狹き爲に特に里は略されたるか、識者の教示を乞ふ。

十二、以上の他に尙條里の劃法によると思はれる地名に坪之内、市之坪、十二、條仁、十二原等見出される。又田區に關聯するもので川岸に唐臼、女臼、臼田等の地籍の存するものもあり。以て水車屋の在りしを暗示するものであるが、之等は更級郡下に多きものなる故、後日の研究にゆづる。

十三、條里の尺度について。私は前篇田制史の部で奈良朝時代の尺度は唐尺であることを論じ、且現今曲尺に大體同じきことを記したが、之を嚴密にいふ心要がある。唐尺が現今曲尺に比し幾何であるかは古來説多きも、喜田博士の唐尺一尺は曲尺の九寸七分五厘説、關野博士の九寸八分説、横山由清氏の九寸七分八厘説最も信すべきものとする。然るに埴科條里を實測するとき、條里に使用されし尺度は殆んど現今の曲尺と差異なきもの―嚴密にいへば唐尺一尺につき二分内外の延びある尺度でありしかを思ひよつて唐尺が曲尺に大體同じと論じたのである。何となればもし此處の條里が唐尺にて測定されしならば一尺につき約二分、一間にては一寸二分、一町には七尺二寸一條又は一里については四十五尺即ち七間乃至八間の差を生ずることとなる。然るに六町十八町と大きく實測した結果は、現今曲尺による六町乃至十八町とその差異を認める

こと殆んどなし。假令條里に畦畔を見込みたりとするも、單位の異なるものならば大きく實測する程その差異の増大する筈であるのに、大きく計る程その平均を求むるとき古代の一町は今日の一町と見るこの不可なきことを確認し得る。

(註)『此の記を終つて私は考古學雜誌第九卷第三號田村吉永寺氏の「天平尺について」の論文を読むを得、參考となる點を左に記す。』喜田博士は條坊の制は唐尺（現今曲尺の九寸七分五厘）を使用し、條里測定の尺度はそれより二分五厘の延びある一種の尺、即ち現今曲尺に等しき尺度を以つて區劃される結論を出し、その心要について

「田舎の條里を測る場合に、一尺について二分五厘、則ち一町三十六丈について九尺宛の餘分を畦とか用水とかの敷地の幅に見込んだもので、其平均數を尺に表したのではなからうか」と。

之について田村氏は、唐尺は現今の曲尺に

比し九寸七分七厘説を唱へ、この尺度で平城京の條坊は經營されたものなるのみならず、班田條里の區劃についても該唐尺（天平尺）を使用し、一里又は一條は二百十六丈に五丈の道路を測り込みたる二百二十一丈である。之を現今曲尺の二百十六丈に比すると、僅か八寸三分の差あるのみで殆んど一致す。

何れにせよ現今曲尺と條里測定の平均尺（測定の尺度は唐尺にせよ）とは大體一致する。此れが條里研究に甚だ好都合の點であつた。

十四、和名類聚抄によると信濃國の郡は十、郷は六十七、總反別三萬九百八町八段百四十步とある。之を一郷平均にせば四百六十一町步となる。然るに埴科郡は七郷あり。一郷平均の田積は如何に多き郷と雖も三百町步を越えぬ。屋代郷に至つては百五十町步である。現今でも埴科郡は農業地域としてその人口密度縣下第一なるが（即ち縣全

埴科郡下の條里

人口百六十萬埴科は五萬人で縣全體の $\frac{1}{32}$ を占める）更に中世に至つては郷數にして $\frac{7}{67}$ （即ち約 $\frac{1}{10}$ ）を占め（人口も之から想定し得る）その密度の程度から言へば現在以上の最大密度地域であつたことを知り、且此の稠密人口を支へ得る力は土地の沃度と氣溫と相俟ちて收量の多かつことは郷別田積からも考へられ、少くとも北信地帶の中心であつたと思はれて来る。

十五、町といふことについて。諸所の田圃や地籍名に多く見うけられる。大町、臺町、柳町、町田、反町、田町等がよく古昔の街區の遺跡地と解せられるむきがあるが、之等は多くは條里法の坪から來た名稱であることと思ふ。和名抄に「町、未知、蒼頡云町田區也」とあり。又箋註に「説文、町踐處」「廣韻、町田處」と見え支那でも田土の劃法に使用されたもの。又都城の條坊の區制には坊を保に保を更に町に割り、田圃の町とその形態を等しうした。之が家屋の區

〔A 内の 圖 B〕

6	5	4	3	2	1
7	8	9	10	11	12
18	17	16	15	14	13
19	20	21	22	23	24
30	29	28	27	26	25
31	32	33	34	35	36

やう。

寸時として休まざる土地利用法の千變萬化する中にあつて割合によく此の區劃法が現存するは、一は田區の水利關係や農耕法の變更せざることによると雖も、一には條里法が土地區劃上理想的といつても過言でない爲で、世界的なる理も實に此處に在る。かくの如き見地のもとに

衆國の西部平原地にも實施されその方法がよく條里に近似せるは誠に不可思議の感がある。之に米國の區劃法を圖示して見

現代地圖を見、現代の耕地整理道路網道路計畫を見るとき、果して條里法の如き永遠の生命ありや。徒らに眼前の經濟的傾向に拘束され、又は小部落町村等の感情に支配されて、終始一貫せる標準もなく無方針無定見で、實に規則正しき方眼紙上に四五才の幼童が徒筆する如く見ゆ藤田元春先生は此の事を慨嘆されてゐた。土地狹小に苦しむ日本がその爲に不生産地とされる地の如何に多きか、國家經濟上より論ずるとき不合理極りなし。之を全國一定の標準により直線形と一定の方向とで區劃した條里法は、最も經濟的に土地利用をした最良の方法と信ずる。以つて現代人の批判と爲政者の考慮を煩はしたい次第である。猶最近に藤田先生の尺度綜考が東京の刀江書院から出た。讀者の參照を乞ふ。